

医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインの見直しについて（案）

■ 概要

「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」について、慣らし期間や保育時間等を具体的に追記することが望ましいと考えられることから、別紙（案）のとおり見直しを行うものです。また、児童の状況に応じ、定期的に医療機関等の関係機関と連携することが望ましいと考えられることから、別紙（案）のとおり様式を追加するものです。変更・追加内容につきましては以下のとおりです。

■ 変更・追加内容

（医療的ケア児受入れガイドライン）※資料 2-2 参照

※	変更・追加箇所	内容	参考
P1	1. 医療的ケアについて	15行目“本ガイドラインは～”以降追加	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条
P2	2. 医療的ケアの実施要件等 (3) 受入可能日及び時間	①、②を追加	大阪市
P2	(4) 医療的ケアの内容	※を追加	大阪市・目黒区
P2	3. 申込書から入所まで (1) 入所相談及び医療的ケアに係る申込書等の提出	※を追加	国ガイドライン P23
P3	(7) 入所決定後のならし期間	4行目“ならし期間は～”以降追加	P55
P5	(8) 準備期間の流れ	新規追加 →事務手続きの流れを削除	大阪市
P6	4. 連携・協力体制の構築 (3) 保護者 ・医療機関を受診した際の情報共有	※を追加	国ガイドライン P33
P8	5. 保育所等における体制確保と対応 (3) 非常時の対応	・4行目“入園前に【緊急時対応確認書（様式8）】をご提出ください。”を追加 ・7行目“災害発生時については～”以降追加	国ガイドライン P24 P25
P9	7. 1か月以上保育園の利用がない場合の取扱いについて	新規追加	令和7年度保育施設等利用案内 P11

(様式) ※資料 2 - 3 参照

様式	内容	参考
1	【医療的ケアを必要とする児童に関する同意書】項目 4、5 追加	
6	【主治医受診結果連絡票】新規追加	京都市
7	【医療的ケア実施報告書】新規追加	京都市
8	【緊急時対応確認書】新規追加	京都市
9	【医療機器預かり同意書】新規追加	大阪市
10	【災害時個別対応書】新規追加	国ガイドライン P26

■ 施行時期 令和7年4月1日から適用